

希少野生動植物種の保全・流通 双方に係る措置について

保全活動等における手続き負担等の課題

■課題認識

国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という）の指定種数が増加する中、生物多様性保全・種の保存を推進するために必要な活動・行為に付随する許可申請等にあたって、煩雑さや円滑な活動の進行に対する手続き負担等が指摘されているものがある。

<指摘の例>

- ・保護増殖事業計画が策定されていない国内希少種については、保護増殖事業の確認・認定を受けることができず、捕獲等や譲渡し等の手続きが必要。認定制度の見直しまたは規制の緩和を図ることはできないか。

（例）

- －環境省と日本動物園水族館協会、環境省と日本植物園協会がそれぞれ締結している基本協定に基づき実施している国内希少種の保全事業
 - 日動水：トゲネズミ類、タンゴスジシマドジョウの生息域外保全の技術開発等
 - 日植協：種子保存事業、希少植物の生息域外保全の技術開発等
- －環境省の生物多様性保全推進支援事業に採択されて実施している保全事業
 - アカモズ（捕獲等、譲渡し等の手続き実施）等
- －野生復帰等が見込めない可能性がある傷病個体等の終生飼養

- ・種や分類群によって異なる生態・特性等を踏まえた柔軟な対応ができないか。

（例）

- －生育環境維持のための管理行為（草刈り等）に伴う個体損傷など、種に応じた保全行為の柔軟な解釈
- －栽培下で作出したクローン株の位置づけなど、定義の整理（飼育下繁殖個体か野生個体かで殺傷等の規制対象になるかどうか変わる）
- －捕獲、飼養、繁殖、野生復帰等の段階別に異なる者が対応し譲渡し等を伴うこととなる保全行為への柔軟な対応

- ・域外保全ためのファウンダーを継続的に確保する必要がある場合など、一定程度まとまった捕獲の許可期間を設定できないか。

- ・規制前（国内希少種指定前）に作成され学術的にも価値ある可能性のある「標本」を適切に管理するため、個人間での譲渡しにも許可を広げることができないか。

活動・行為の性質を踏まえ、以下の方策を今後検討。

活動・行為の性質を踏まえ、以下の方策を今後検討。

	認定 スキーム	適用除外		許可審査の 柔軟化	備 考
		捕獲	譲渡		
①認定計画等の適用の柔軟化又は拡大 1) 保護増事業事業の認定／確認 ※民間団体は認定、地方公共団体は確認を受けて実施する保護増殖事業	○	○	○	○	【現行】 国が保護増殖事業計画を策定していない種の場合は適用できない。 ⇒認定保護増殖事業等がより推進されるような枠組みを検討。
2) 認定希少種保全動植物園等制度	○		○	○	【現行】 個体の譲渡し等の適用除外は生体に限られる。
3) 希少野生動植物種保存推進員制度	○	○		○	【現行】 事前の届出により、国内希少種のモニタリング調査・保全のための捕獲等は適用除外
②適用除外行為の拡大 ※他法令に規定される行為や傷病鳥獣にかかる対応など、対象は明確に規定できる行為である必要がある。		○			【現行】 博物館法に基づく登録博物館等や国/地方公共団体の試験研究機関、教育/研究のための大学への譲渡し等（事後の届出）等
③許可審査の柔軟化 ・一定の条件下での許可対象の拡大 ・譲渡し等の一括申請 ・許可期間の延長など				○	許可実績の蓄積を通し、手続きの更なる円滑化とともに、可能な部分は①や②のような他のスキームへの移行を目指すことも検討。